

横浜市磯子区明るい選挙推進協議会

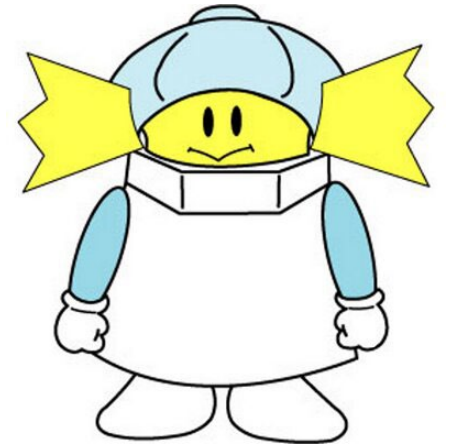
# 明るい選挙推進協議会の歴史・役割について

2023年6月29日

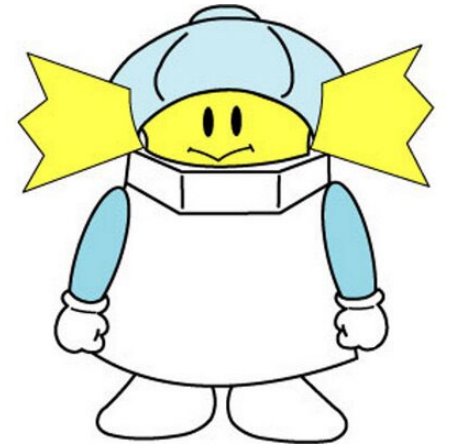
横浜市選挙管理委員会事務局

# 本日の内容

- 1 明るい選挙とは
- 2 明るい選挙推進運動のあゆみ
- 3 明るい選挙推進運動の3つの目標
- 4 明るい選挙推進協議会に期待される役割
- 5 明るい選挙推進委員・推進員の心得



# 本日の内容



- 1 明るい選挙とは
- 2 明るい選挙推進運動のあゆみ
- 3 明るい選挙推進運動の3つの目標
- 4 明るい選挙推進協議会に期待される役割
- 5 明るい選挙推進委員・推進員の心得

# 1 明るい選挙とは

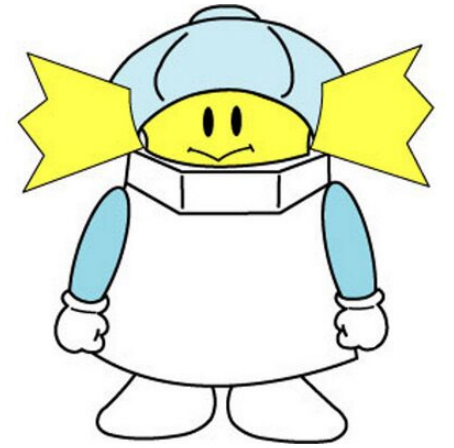
- ① 有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し
- ② 選挙が公明かつ適正に行われ

私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のこと



公益財団法人明るい選挙推進協会HPより

# 本日の内容



- 1 明るい選挙とは
- 2 **明るい選挙推進運動のあゆみ**
- 3 明るい選挙推進運動の3つの目標
- 4 明るい選挙推進協議会に期待される役割
- 5 明るい選挙推進委員・推進員の心得

## 2 明るい選挙推進運動のあゆみ

### ①戦前の運動

#### □選挙浄化運動

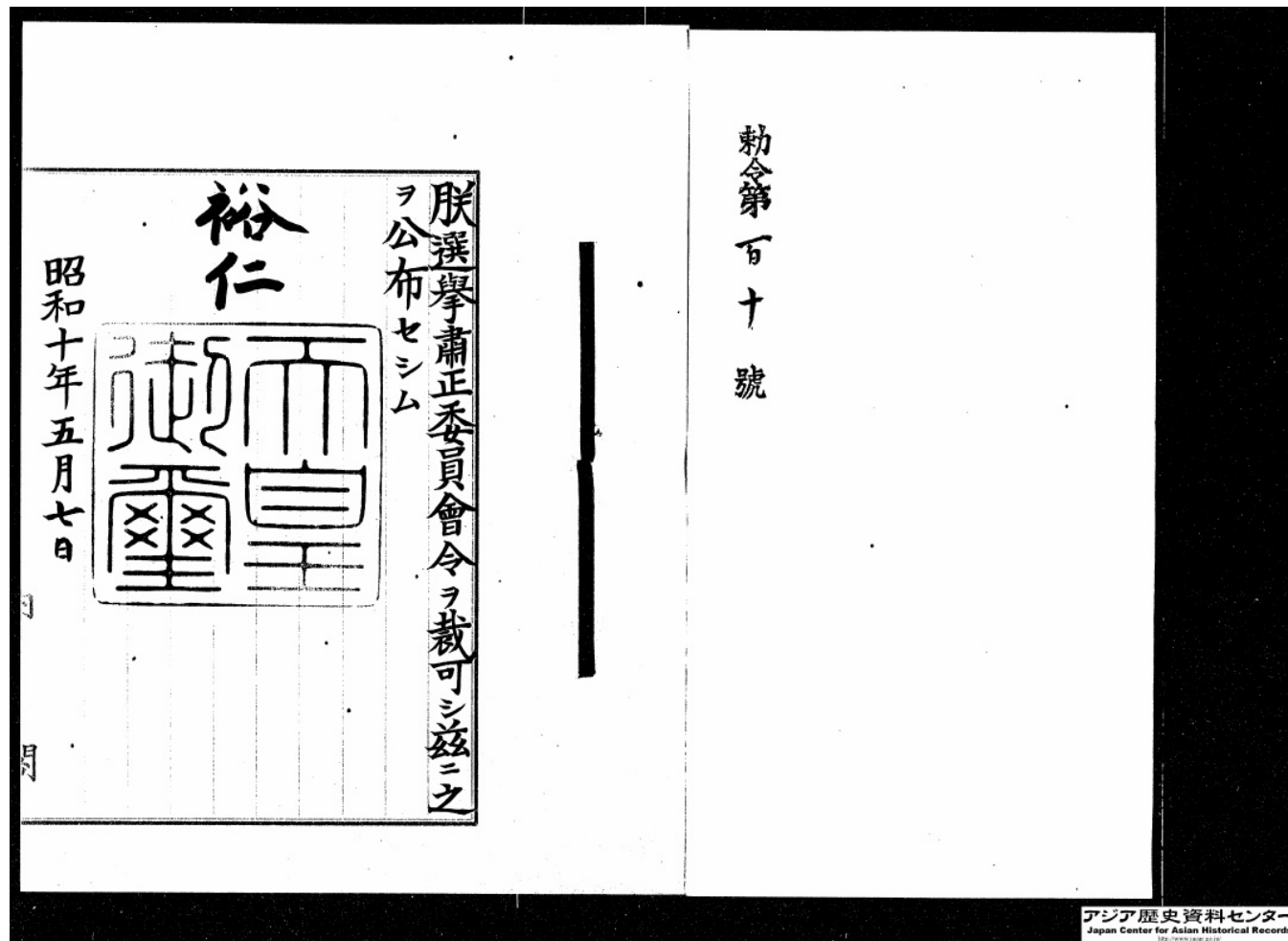
政府の干渉や野党の違法戦術などの不正・腐敗が横行

⇒ 昭和10年に「選挙粛正委員会」（府県・市町村）

「選挙粛正中央連盟」（民間）が設置

# 歴史を振り返る

## 選挙粛正委員会



## 2 明るい選挙推進運動のあゆみ

### ②戦後の運動

#### □公明選挙運動

昭和26年の統一地方選で6万人を超える検挙者  
⇒ 昭和27年に「公明選挙連盟」が結成

#### □明るい選挙推進運動へ

明るく正しい選挙推進運動（昭和40年）

「明るい選挙推進運動」へ（昭和49年）





# 歴史を振り返る

## 話し合いの推進



話し合い風景

# 歴史を振り返る

## 啓発ポスターもさまざま



# 歴史を振り返る 啓発ポスターもさまざま



大阪府



長崎県



## 2 明るい選挙推進運動のあゆみ

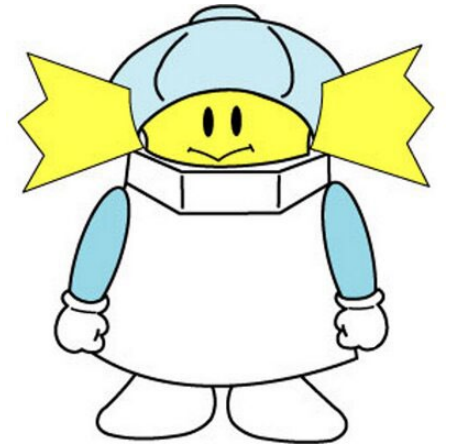
### ③現代

□横浜市・区明るい選挙推進協議会

昭和37年「公明選挙推進協議会」が設立

⇒ 昭和49年「明るい選挙推進協議会」に改称

# 本日の内容



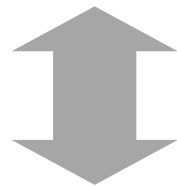
- 1 明るい選挙とは
- 2 明るい選挙推進運動のあゆみ
- 3 明るい選挙推進運動の3つの目標**
- 4 明るい選挙推進協議会に期待される役割
- 5 明るい選挙推進委員・推進員の心得

# 3 明るい選挙推進運動の3つの目標

明るい選挙を進めるための行政と民間が一体となった運動

## 運動の目的は

- ①選挙違反のないきれいな選挙を行なうこと、
- ②有権者がこぞって投票に参加すること、
- ③有権者が普段から政治と選挙に関心をもち、候補者の人物や政見、政党の政策などを見る眼を養うこと



**特定の政党や候補者を支持したり、反対したりする政治活動や選挙運動とは、明確に区別**



# 明るい選挙推進運動

公職選挙法（抜粋）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

# 選挙違反と罰則



- ◆ 選挙違反は「犯罪」として処罰の対象になっています。
- ◆ 候補者や選挙事務所関係者だけでなく有権者にも適用されます。

## 選挙違反（選挙犯罪）の例

買収罪	金銭、物品、供応接待などによる票の獲得や誘導。金銭などを実際に渡さなくても、約束するだけでも違反となります。また、買収に応じたり、買収を促したりした場合も処罰されます。	
利害誘導罪	特定のあるいは限られた範囲の有権者や選挙運動者に対し、その者又はその者と関係のある団体（寺社、会社、学校、組合、市町村等）に対する寄附などの特殊の直接利害関係を利用して投票を誘導した場合に成立します。また、利害誘導に応じたり、利害誘導を促した場合も処罰されます。	
選挙妨害罪	有権者や候補者などへの暴行や威迫、集会や演説の妨害、文書図画の毀棄、候補者の職業や経歴などに関する虚偽事項の公表、偽名による通信なども処罰されます。	
投票に関する罪	詐欺の方法で選挙人名簿に登録させること、投票所での本人確認の際に虚偽の宣言をすること、投票を偽造しまたは増減すること、投票所又は開票所などで正当な理由なく、有権者が投票するのに指示したり勧誘したりして投票に干渉したり、また、投票内容を知ろうとすることなども処罰されます。	

# 選挙違反と罰則

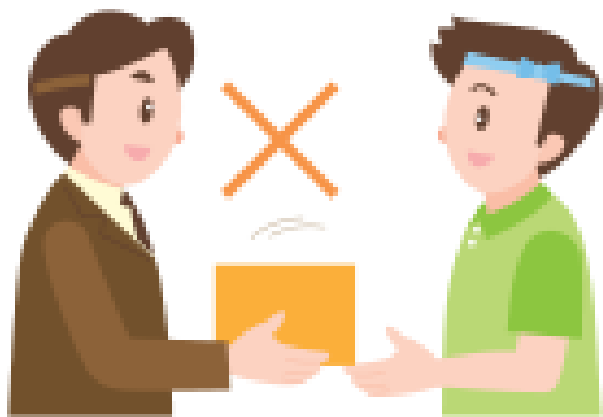


- ◆ 選挙違反を犯すと、罰金・禁固・懲役などの刑罰が科せられます。
- ◆ それに加え、選挙権の停止などの措置もとられます。

選挙権・被選挙権の停止	選挙犯罪で刑罰（一定の場合を除く）を科せられた者は、一定の期間、選挙権・被選挙権が停止され、停止期間中は投票することも立候補することもできなくなります。	
連座制	連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者（秘書、親族など）が、買収罪などの罪を犯し、刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収などの行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。	

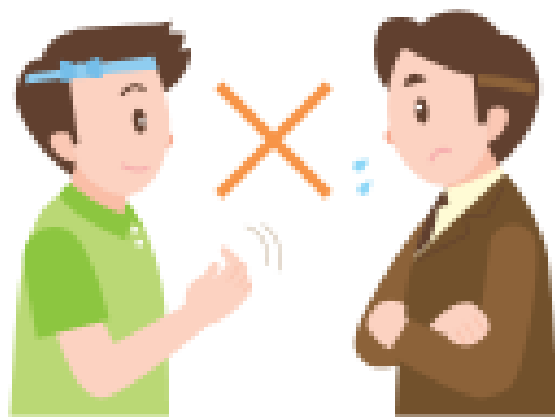
# 三ない運動

## 三ない運動



政治家は有権者に寄附を

**贈らない**



有権者は政治家に寄附を

**求めない**

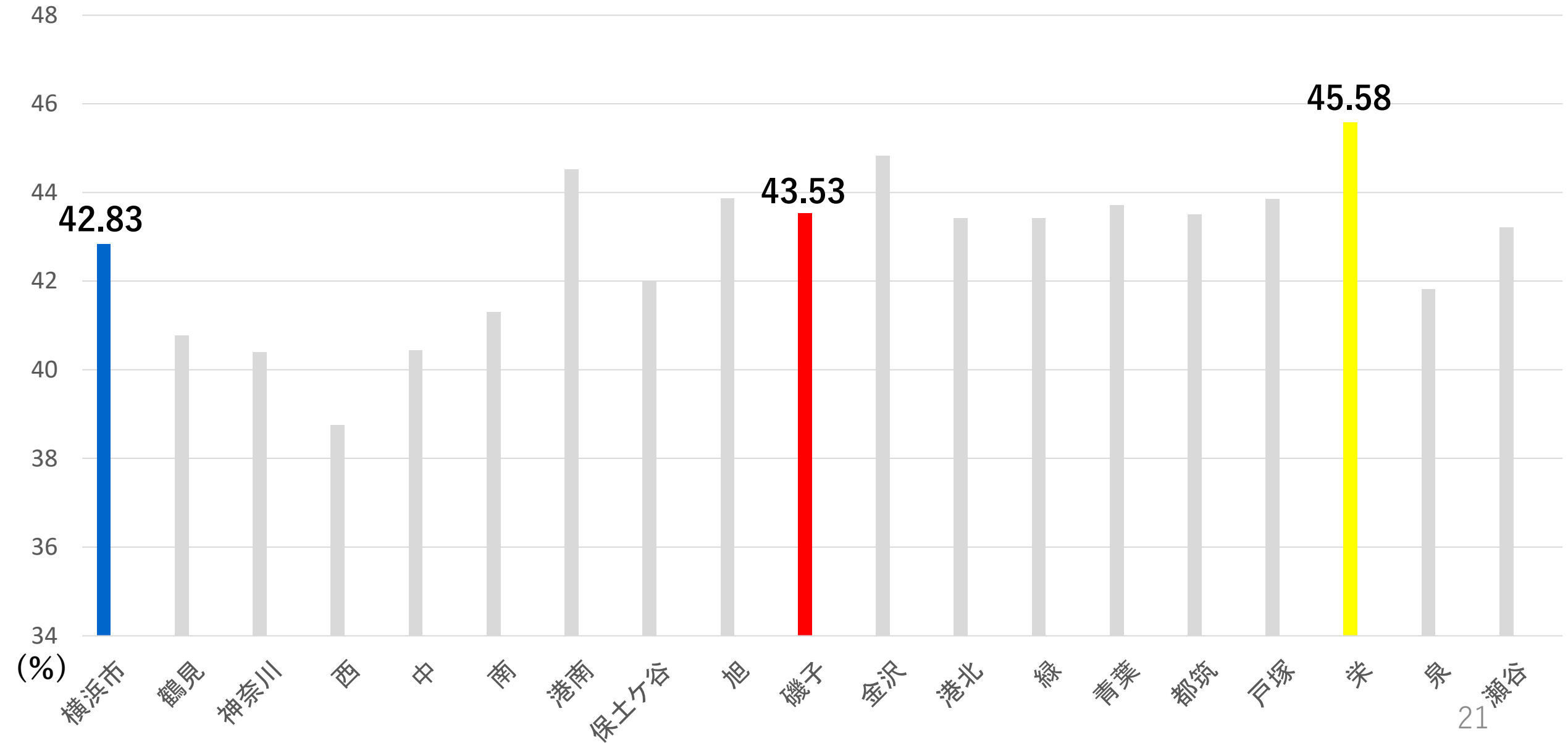


政治家から有権者への寄附は

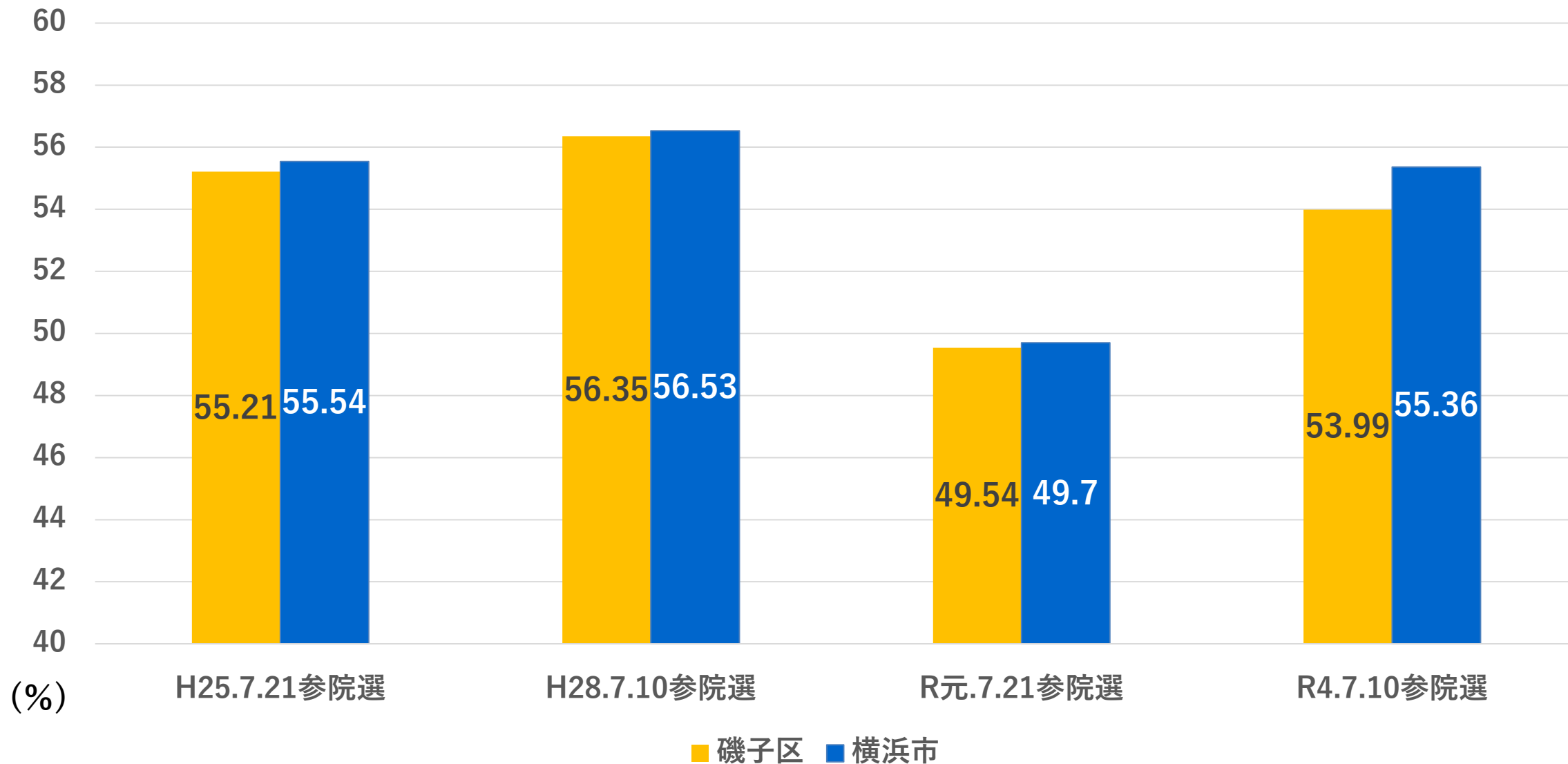
**受け取らない**

「贈らない、求めない、受け取らない」という「三ない運動」を行っています。

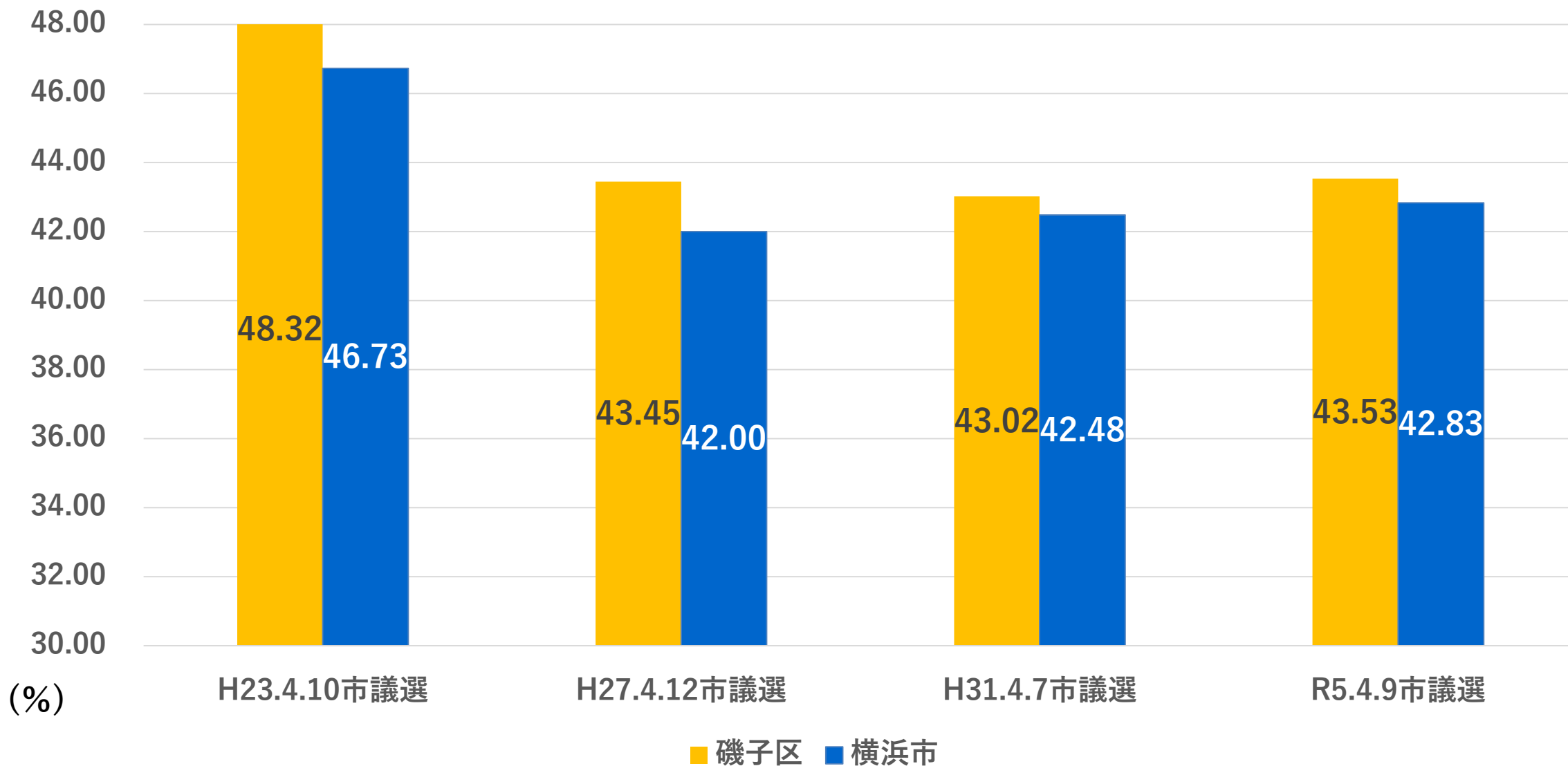
# R5.4.9 統一地方選挙投票率（市議会議員選挙）



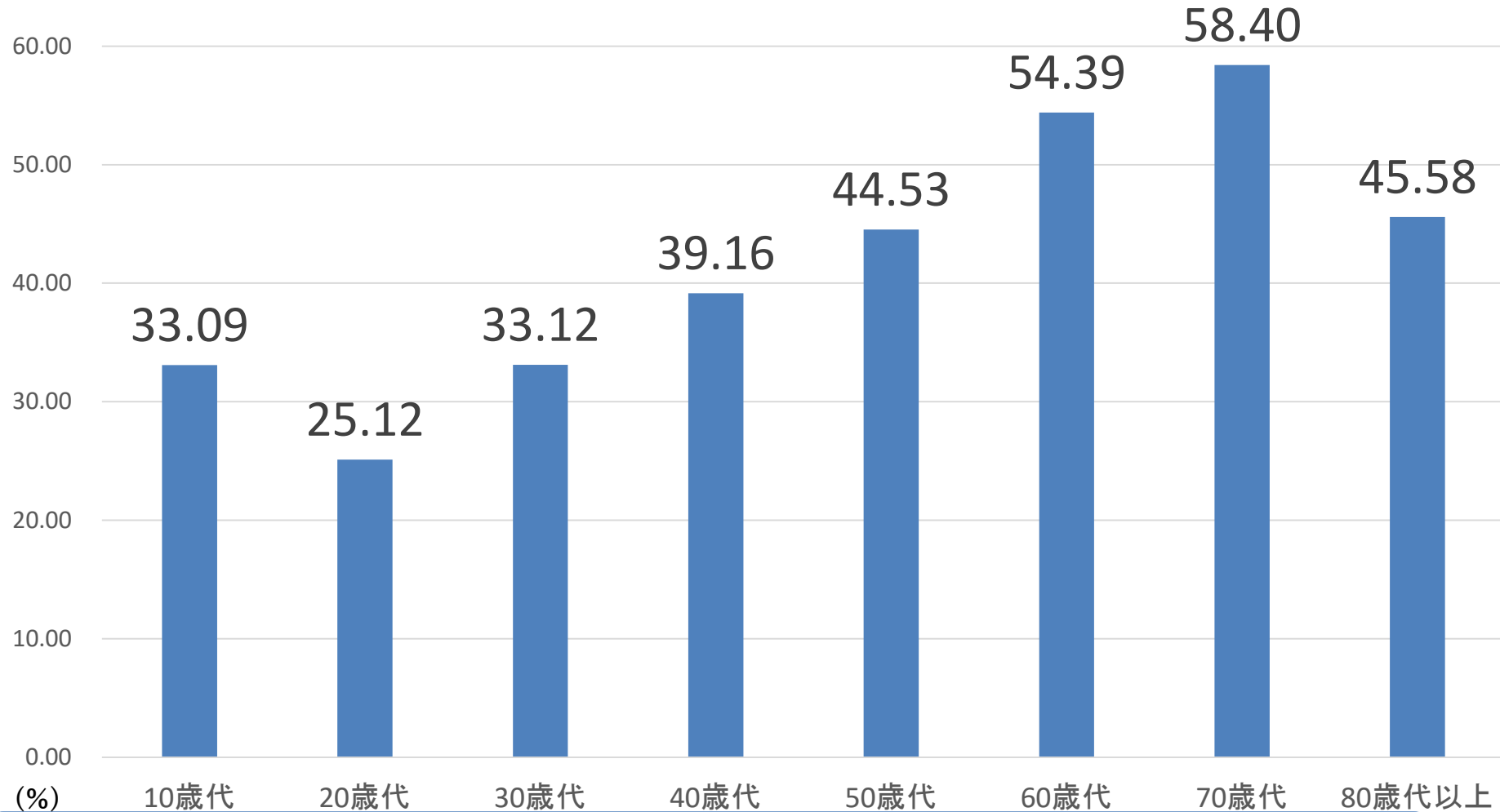
# 近年の選挙における投票率【参院選：磯子区】



# 近年の選挙における投票率【市議選：磯子区】



# 年代別の投票率【R5統一選(市議)：磯子区(速報値)】

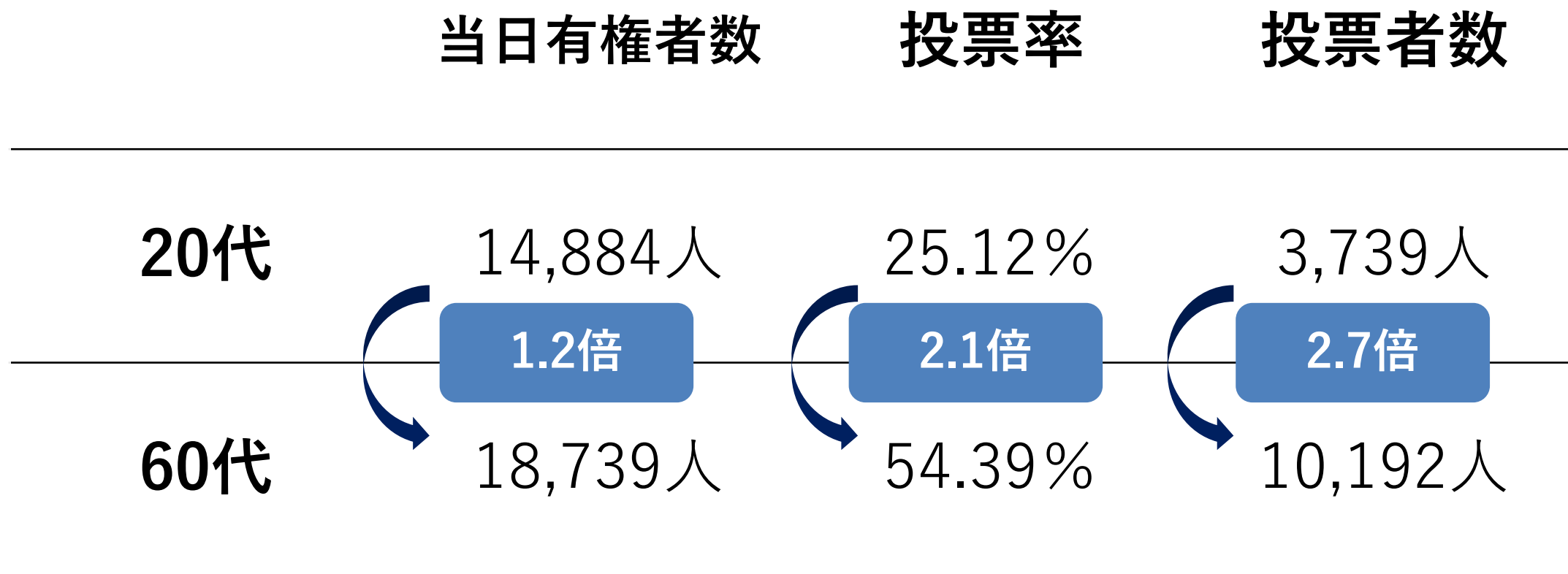


20歳代は60歳代と比べて投票率が「半分」

※本数値は速報値のため、後日、数値が修正となる場合があります。



# 年代別の投票率（R5統一選(市議)：磯子区(速報値)）



特に若年層への啓発活動が重要

# 棄権の理由 ～なぜ選挙に行かなかったのか～

16.9% 仕事など選挙より重要な  
予定があったから

13.1% あまり関心が  
なかったから

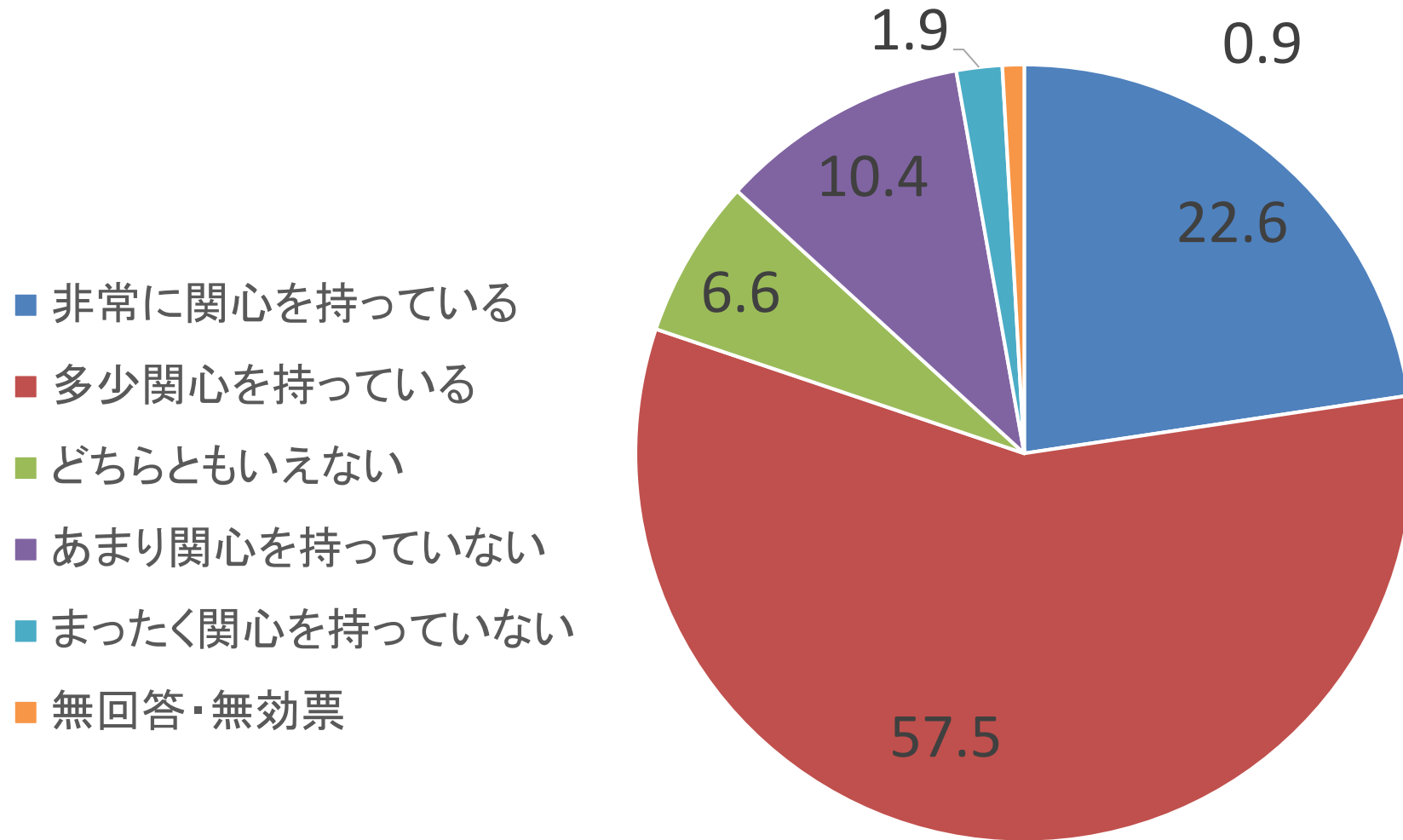
11.0% 投票したい候補者が  
いなかったから

10.1% 病気(看病を含む)  
だったから

7.0% どの候補者がよいか  
わからなかったから

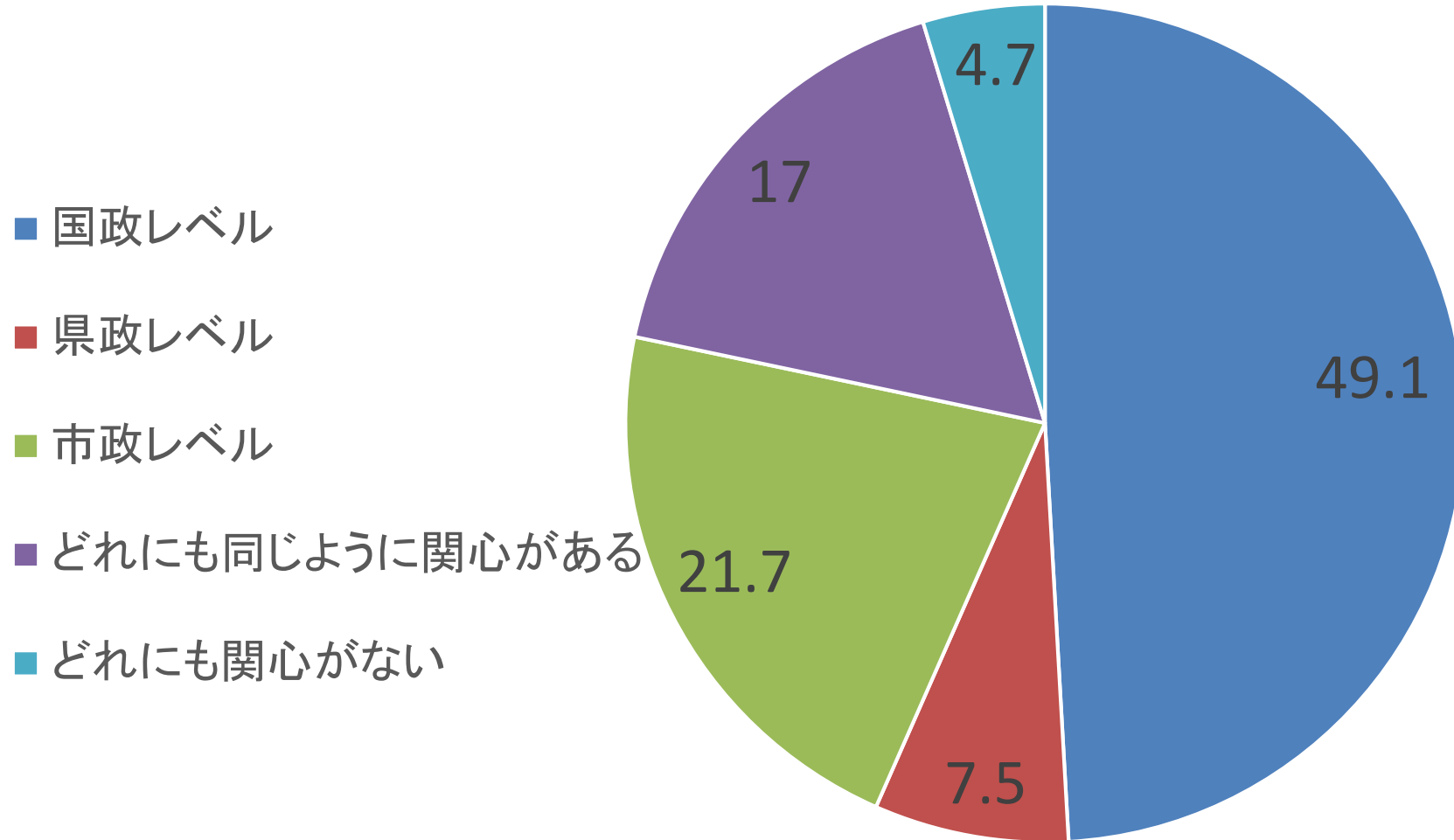
参照：第19回投票参加状況調査(令和3年)

# 政治への関心のレベル（市政への関心）



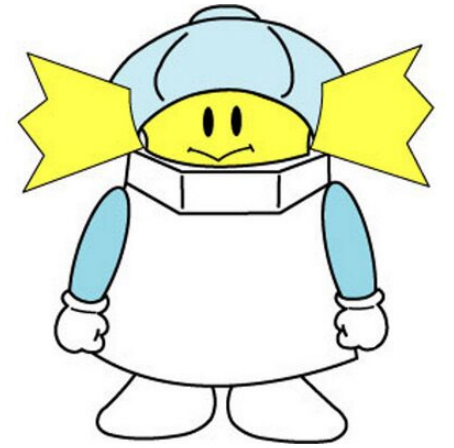
参照：第19回投票参加状況調査(令和3年)

# 政治への関心のレベル（どのレベルに関心があるか）



参照：第19回投票参加状況調査(令和3年)

# 本日の内容



- 1 明るい選挙とは
- 2 明るい選挙推進運動のあゆみ
- 3 明るい選挙推進運動の3つの目標
- 4 **明るい選挙推進協議会に期待される役割**
- 5 明るい選挙推進委員・推進員の心得

# 4 明るい選挙推進協議会に期待される役割

## □組織

### ①推進委員

市内及び区内の学識を有する者、各種団体の代表等

### ②推進員

運動の広域的な推進を図るため、町内会・自治会各地域及び各種団体の有志

※令和5年3月31日時点の人数

市 : 2,686人 (推進委員 : 283人、推進員 : 2,403人)

磯子区 : 135人 (推進委員 : 23人、推進員 : 112人) ※令和5年6月1日時点

# 4 明るい選挙推進協議会に期待される新たな役割

「選挙違反のないきれいな選挙」、「投票率の向上」などの推進運動に加えて

## 選挙事務への積極的な従事

- 期日前投票所や当日投票所の投票立会人や従事者など
- 指定病院等の外部立会人 など



## 投票制度の積極的な広報

- 投票制度の積極的な広報へのご協力



# 4 明るい選挙推進協議会に期待される役割

## □ 主な選挙制度の確認

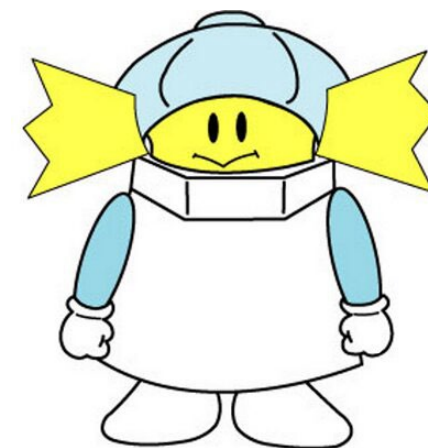
○ 期日前投票（ハンドブック P18～）

○ 不在者投票（ハンドブック P20～）

○ 誰もが投票しやすい環境づくりの取組（ハンドブック P24～）



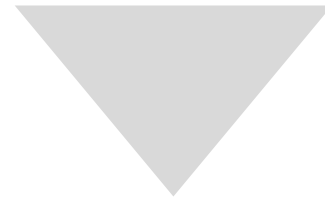
# 本日の内容



- 1 明るい選挙とは
- 2 明るい選挙推進運動のあゆみ
- 3 明るい選挙推進運動の3つの目標
- 4 明るい選挙推進協議会に期待される役割
- 5 **明るい選挙推進委員・推進員の心得**

## 5 明るい選挙推進委員・推進員の心得

明るい選挙運動は、特定の政党や候補者を支持したり、反対したりする政治活動や選挙運動とは異なり、**公正かつ不偏不党**である必要があります



**特定の候補者**のための選挙運動をしながら、  
啓発活動に参加することは控えましょう

## 5 明るい選挙推進委員・推進員の心得

Q 特定の候補者の選挙運動をしながら、その選挙の街頭啓発「ザ・イコット」に参加してもよいか。

A **好ましくありません。**

明るい選挙推進運動は公平な第三者の立場で行う運動です。特定の候補者のための選挙運動をしながら、その選挙時の啓発活動に参加することは差し控えましょう。

## 5 明るい選挙推進委員・推進員の心得

Q 某候補者は、明るい選挙推進運動の趣旨を理解し、これに沿った選挙運動をしている人格者。明るい選挙推進員を続けながら、このような候補者がいることを、この候補者の推薦人になって知らせたいのだが。

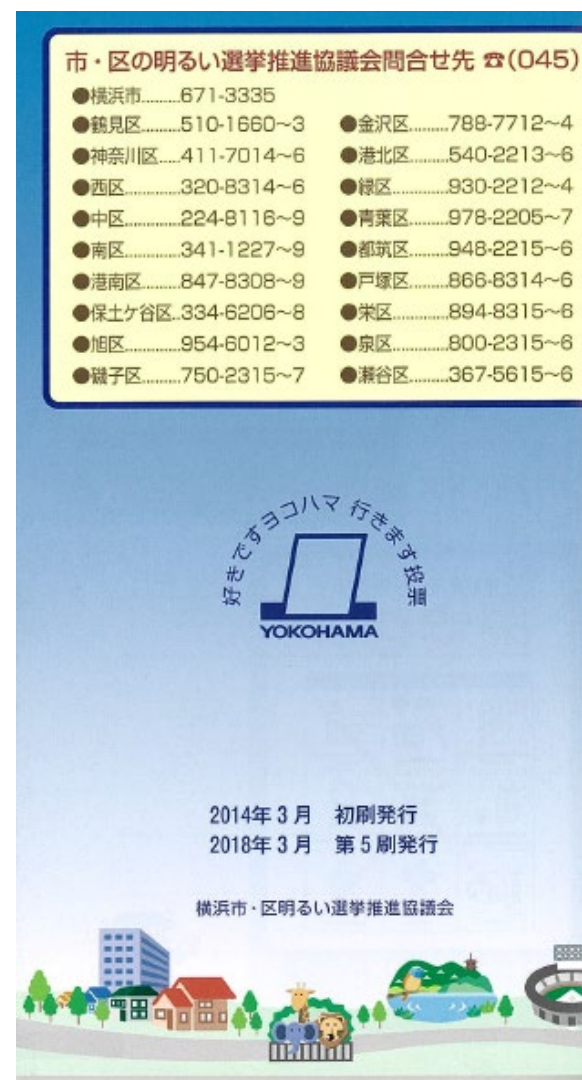
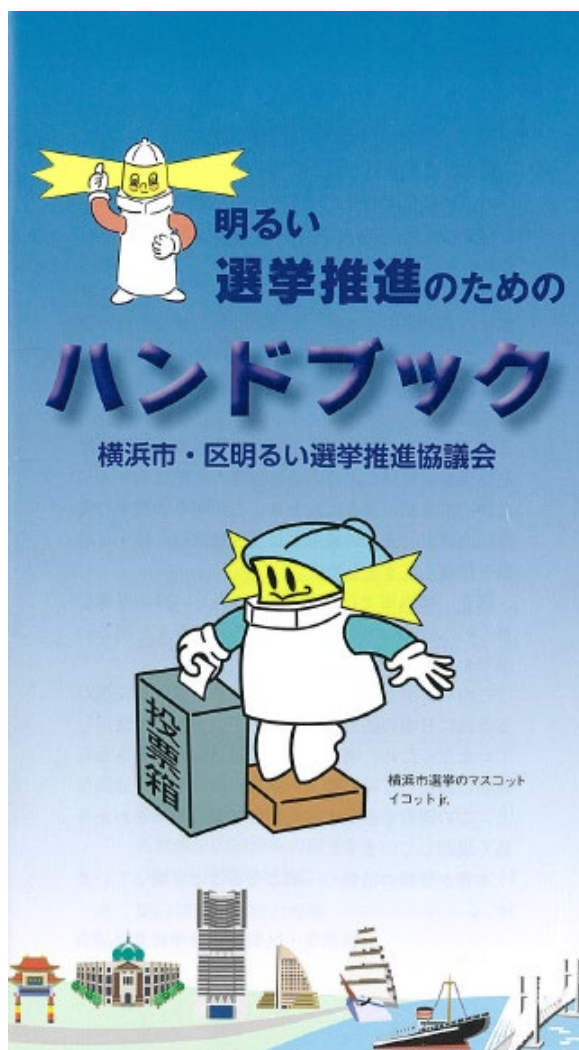
A 明るい選挙推進員としての活動は、公正かつ不偏不党でなければなりません。どんなに高潔な方であっても、**その特定の候補者の推薦人になることは避けましょう。**

## 5 明るい選挙推進委員・推進員の心得


Q 投票日の午後になって、純粹な立場で「投票に行きましたか」と近所の家を回り、まだ行っていない人に投票に行くよう言っ歩きたいのだが。

A 選挙の時、**個人的に啓発活動を行うことは、現行法上、種々の誤解を生む恐れがあります。**明るい選挙推進協議会では選挙時に街頭啓発を実施していますので、推進員の皆様はそちらに参加してください。

# 【参考】 明るい選挙推進のためのハンドブックについて



# 「明るい選挙推進運動のあゆみ」 「推進員のみなさまの役割」 「選挙に関する基礎知識」などを掲載しています。



## はじめに

民主主義の基盤である選挙が明るく行われるためには、私たち国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、有権者としての自覚と政治常識を身につける必要があります。また、選挙に際しては、積極的に投票に参加し、私たちの意見を正しく政治に反映させる必要があります。このような選挙の実現を目指して、有権者の政治常識の向上に努め、投票参加ときれいな選挙をよびかけているのが明るい選挙推進運動です。

横浜市においては、昭和37年に横浜市公明選挙推進協議会が発足し、その後名称等の変更はありましたが、半世紀の長きにわたり、この明るい選挙の実現に向けて、多くの推進委員及び推進員が様々な活動を推進してきました。

現在、横浜市では、約300人の明るい選挙推進委員と約2,900人の明るい選挙推進員の方が明るい選挙を目指して活動しています。

このハンドブックは、明るい選挙推進運動に携わる皆様に日頃の活動に際しての手引書として活用していただくため、明るい選挙推進運動のあゆみから運動にあたっての心構えや選挙に関する基礎知識など、この運動を推進するために必要な事項をわかりやすく説明しています。

本書が皆様の活動の一助となることを願っています。

横浜市・区明るい選挙推進協議会

## 目次

### I 明るい選挙推進運動の概要

- 1 明るい選挙推進運動のあゆみ ……
- 2 明るい選挙推進運動の3つの目標
- 3 明るい選挙推進協議会に期待される新たな役割 ……
- 4 明るい選挙推進委員・推進員の心

### II 選挙に関する基礎知識

- 1 投票制度
  - (1) 当日投票 ……
  - (2) 期日前投票 ……
  - (3) 不在者投票 ……
- 2 誰もが投票しやすい環境づくりの
- 3 選挙運動の方法 ……
- 4 インターネット等を利用した選挙運動のあらまし ……
- 5 寄附の禁止 ……
- 6 選挙違反 ……
- 7 各種選挙の投票率の推移(年代別投票率を含む) ……
- 8 期日前投票者数の推移 ……

## II 選挙に関する基礎知識

### 1 投票制度

#### (1) 当日投票

**投票所の開閉時間**  
投票所は午前7時に開き、午後8時に閉じます。

**投票のご案内**  
選挙の際、お一人おひとりの「投票のご案内」を世帯ごとに一つの封筒にまとめ、郵送しています。投票にお越しの際は、ご自分の「投票のご案内」をお持ちください。窓口での受付が早くなります。なお、「投票のご案内」を持参しなくても、受付にて本人確認をすることにより、投票できます。

また、免許証や身分証明書などの提示は必要ありません。

**投票のご案内(見本)**



## 投票制度 (当日投票)

**投票所への入場**  
投票所へは、投票される方、投票所の職員及び警察官でなければ入場できません。  
ただし、投票される方と一緒に子供や補助者・介助者などは投票所に入ることができます。

~投票所に入ることができる子供の範囲が拡大されました~

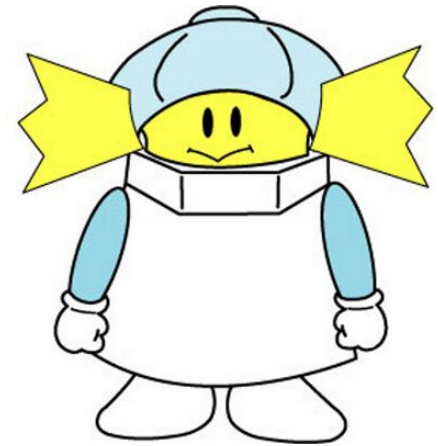
公職選挙法の一部改正により、平成28年6月19日から投票所に入ることができる子供の範囲が、幼児から、児童、生徒その他の18歳未満の者に拡大されました。

**代理投票**  
代理投票は、心身の故障その他の事由により、自ら候補者の氏名等を記載することができない選挙人のための制度です。投票管理者に申請すると投票所従事者のうちから定められた補助者2人のうち、1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が指示どおり記載されているか確認します。

**点字投票**  
投票所には、点字投票に備えて、「点字投票用の投票用紙」や「点字器」を用意しています。

明るい選挙の推進のために  
選挙の大切さを老若男女を問わず伝えていくために、

磯子区明るい選挙推進協議会  
のみなさま



ご協力をよろしくお願いいたします！！